

土 浦 市 市 長 交 際 費 支 出 基 準

(平成29年4月1日施行)

支出区分	基 準		支出額等
慶 祝	御 祝	竣工式・記念式典・祭り・イベント等の催事（懇親会・祝宴等を伴う催事）で、市長、副市長が出席したとき（代理による出席者を含む。）。なお、市の補助を受けている団体等にあつては、原則として支出しない。	10,000円
	結婚祝	国会議員、県議会議員、市議会議員、行政委員等市の公職にある者及びその他市に功労があつた者、またはその親族の結婚式・披露宴に市長が招待を受け出席するとき。	30,000円
会 費	祝賀会等に市長、副市長が出席したとき（代理による出席者を含む。）。なお、市の補助を受けている団体等にあつては、原則として支出しない。		相当額または 10,000円
賛助金	平和運動・ボランティア活動・その他民間団体等が行う活動や事業等（営利目的・政治的活動・宗教的活動・売名行為等を伴わないものに限る。）。で、その趣旨・目的等が、公共的または公益的なもの。なお、市の補助を受けている団体等にあつては、原則として支出しない。		相当額または 10,000円
弔 意	香 料	国会議員、県議会議員、市議会議員、行政委員等市の公職にある者、その他市に功労があつた者が死亡したときで、市長が必要と認めたとき。	
		本人の死亡	5,000円 ～30,000円
		親族の死亡	5,000円
	供物等	国会議員、県議会議員、市議会議員、行政委員等市の公職にある者及びその親族、並びにその他市に功労があつた者本人が死亡したときで、市長が必要と認めたとき。	生 花 等
見 舞	国会議員、県議会議員、市議会議員、行政委員等市の公職にある者が入院加療する場合で市長が必要と認めたとき。		10,000円 または5,000円
渉 外	行政執行上のため、外部との交渉、表敬訪問等に必要な物品等を購入、作成するとき。		相 当 額
その他	上記のいずれにも属さない場合で、行政執行上のため、特に市長が必要と認めたとき。		相 当 額

- ※ 1 国会議員、県議会議員、市議会議員とは、土浦市を選挙区とし選出された議員をいう。
2 親族とは実父母子・配偶者・同居の親をいう。
3 行政委員とは教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び人権擁護委員をいう。